

ご案内

NPO法人 Jネット

- 1 2006年10月1日道路運送法が改正され、新たに「自家用有償旅客運送」制度が始まりました。
- 2 これは自家用自動車を使用し、運賃をいただいて、福祉・介護分野の利用者または過疎地域の住民送迎ができるというものです。 しかも、二種免許不要です。
- 3 バスなどの公共交通がない地域、障害者や要介護のお年寄りが利用できる交通手段がない地域に朗報です。
- 4 これにより、自治体や地域住民などが、簡単に公共交通を運行することができるようになり、住民の交通の便を確保することができるようになりました。
- 5 運行できる「自家用有償旅客運送」の種別は次の通りです。
 - ① 市町村運営有償運送----「市町村福祉輸送」「交通空白輸送」
 - ② 福祉有償運送
 - ③ 過疎地有償運送
- 6 送迎中の利用者の安全を確保するために、この送迎をする運転者は、二種免許を取得するか、国が定めた内容の【認定講習】を受講しなければなりません。
- 7 「認定講習」の種別は次の通りです。
 - A 福祉有償運送運転者講習
 - B セダン等運転者講習
 - C 市町村運営有償運送等運転者講習
- 8 この講習を受講し、運転者の要件を満たした人は、上記①～③の種別の有償運送車両の運転をすることができます。
- 9 また、訪問介護事業所がタクシー許可を取得すれば、介護保険または障害者自立支援法制度に基づいて、所属する「ヘルパー等による有償運送」を行うことができます。この場合、ヘルパー等は二種免許を取得しているか、上記「A 福祉有償運送運転者講習」を受講修了していることが条件になります。
- 10 この認定講習を受講修了して得た「有償運送運転者の資格」は、ヘルパー資格と同じで、一度取得すると、一生有効です。
- 11 現在、運行予定のない方でも、関心のある方はぜひ受講しておくことをお勧めします。
- 12 また、デイサービス施設等の利用者送迎の車両の運行は道路運送法の許可不要ですので、運転者にはこの講習の受講義務はありませんが、全国各地で知識不足・技量不足・認識不足による交通事故が発生し、利用者が死亡するケースもありますので、この機会に受講されることをお勧めします。
- 13 講習スケジュールは次の通りです。
 - 11月23日（金・祝日）福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習
 - 24日（土）福祉有償運送運転者講習（実技講習）